

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第1887号

平成19年8月14日火曜日 第1887号

◇ 目 次 ◇ 告 示

汀護貝食风饼修事業有の指正8/
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(2件)87
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件)87
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正87
保安林の指定
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧 87
公共測量の実施の通知
道路の供用開始(県道六軒家石手線)87
道路の区域変更(県道森松重信線)87
道路の供用開始 (")
道路の区域変更(県道寺尾重信線)87
道路の供用開始 (")
道路の供用開始(県道大洲長浜線)87
道路の区域変更(県道大洲野村線)87
道路の供用開始(")
道路の区域変更(県道高茂岬船越線)88
道路の供用開始 (")

告 示

○愛媛県告示第1350号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。 平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 定年月日
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	愛媛県松山市持田町 三丁目8番15号	介護全般に 関する介護 職員基礎研 修課程	平成19年 7月30日

愛媛県告示第1351号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ和泉店

松山市和泉北4丁目1015 - 1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルナカ

高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルナカ

高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年3月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,077平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

106台

イ 駐輪場の収容台数

60台

ウ 荷さばき施設の面積 65.734平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

44 55立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時40分から午前0時20分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成19年7月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称

- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県告示第1352号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス西大洲店 大洲市西大洲字山部甲 931 番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年3月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,324平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 52台
 - イ 駐輪場の収容台数

40台

- ウ 荷さばき施設の面積 50平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 12 22立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分~午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成19年7月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県告示第1353号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から4月 間縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
レスパス・シティ	東温市見奈良1125番 地	大規模小売店舗において小売 業を行う者等	株式会社フジほか29 者	株式会社フジほか23 者	平成15年 8月25日 ほか	平成19年 8月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1354号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに西予市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
パルティ・フジ宇和	西予市宇和町卯之町 4 丁目654番地	大規模小売店舗を設置する者 及び大規模小売店舗において	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 8月2日
		小売業を行う者の代表者の氏 名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑英雄	平成18年 7 月24日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者等	株式会社フジほか6 者	株式会社フジほか6 者	平成17年 5月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工 労政課並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1355号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに鬼北町役場において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジ広見店	北宇和郡鬼北町近永 390番地	大規模小売店舗を設置する者 及び大規模小売店舗において	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 8月2日
		小売業を行う者の代表者の氏 名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者等	株式会社フジほか 3 者	株式会社フジほか 2 者	平成15年 8月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告 示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工 労政課並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1356号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年7月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、 同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 後 改 īF 前 (利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) ス端於家け 次のとおりとする

第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利 **第2条** 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利 ス^は
公家け 次のとおりとする

子補給率は、次の	とおりとする。			,	子補給率は、次のとおりとする。						
農業近代化資金		利子補給率			農業近代化資金		利子補給率				
の種類	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2		の種類	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2			
	項第1号、第	項第1号に掲	項第2号から			項第1号、第	項第1号に掲	項第2号から			
	2 号及び第 4	げる融資機関	第4号までに			2 号及び第 4	げる融資機関	第4号までに			
	号に掲げる融	が同条第1項	掲げる融資機			号に掲げる融	が同条第1項	掲げる融資機			
	資機関が同条	第2号から第	関が同条第1			資機関が同条	第2号から第	関が同条第1			
	第1項第1号	4号までに掲	項第2号から			第1項第1号	4 号までに掲	項第2号から			
	に掲げる者に	げる者に貸し	第4号までに			に掲げる者に	げる者に貸し	第4号までに			
	貸し付ける場	付ける場合	掲げる者に貸			貸し付ける場	付ける場合	掲げる者に貸			
	合		し付ける場合			合		し付ける場合			
1 畜舎、果樹	年 1 分 2 厘 5	年 1 分 2 厘 5	年 4 厘 5 毛		1 畜舎、果樹	年 1 分 2 厘 5	年 1 分 2 厘 5	年4厘5毛			
棚、農機具そ	毛 <u>(青年農業</u>	毛			棚、農機具そ	毛	毛				
の他の農作物	者に農業生産				の他の農作物						
の生産、流通	又は農産物処				の生産、流通						
又は加工に必	理加工に伴つ				又は加工に必						
要な施設の改	て生ずる公害				要な施設の改						
良、造成、復	防止のために				良、造成、復						
旧又は取得に	必要な施設の				旧又は取得に						
要する資金	改良、造成又				要する資金						
(農地又は牧	は取得に必要				(農地又は牧						
野の改良、造	な資金を貸し				野の改良、造						
成、復旧又は	付ける場合に				成、復旧又は						
取得に要する	あつては、年				取得に要する						
ものを除く。)	1厘を加算す				ものを除く。)						
	<u>る。)</u>										
2 果樹その他	年 1 分 2 厘 5	同上	同上		2 果樹その他	<u>同上</u>	同上	同上			
の永年性植物	<u>毛</u>				の永年性植物						
の植栽又は育					の植栽又は育						

	1 75% : 5	1 0 / 3 : : [4]		
	成に要する資金			
-	3 省略			
-		年 1 分 2 厘 5 毛 (青年農業	同上	同上
	模を越えない	者に貸し付け		
	規模の農地又は 牧野の改	<u>る場合にあつ</u> <u>ては、年1厘</u>		
	良、造成又は 復旧に要する	<u>を加算する。</u>)		
	資金			
	5 規生理理農様他の要農がの方、合管、態の営いで臣もの、合管、態の営いで臣も	<u>年 1 分 2 厘 5</u> <u>毛</u>	同上	同上
ŀ	6・7 省略			

1	1	1	i
成に要する資			
金			
3 省略			
4 農林水産大	同上	同上	同上
臣の定める規			
模を越えない			
規模の農地又			
は牧野の改			
良、造成又は			
復旧に要する			
資金			
5 農業経営の	<u>同上</u>	同上	同上
規模の拡大、			
生産方式の合			
理化、経営管			
理の合理化、			
農業従事の態			
様の改善その			
他の農業経営			
の改善に伴い			
要する資金で			
農林水産大臣			
が指定するも			
Ø			
6・7 省略			

○愛媛県告示第1357号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

西予市三瓶町二及字タチヤマ2番耕地269、2番耕地270の1、2番耕地270の2、2番耕地271の1、2番耕地271の2、2番耕地272、2番耕地276、2番耕地277の1、2番耕地277の2、2番耕地278の1、2番耕地279、2番耕地278の2、2番耕地279、2番耕地284から2番耕地293まで、2番耕地295から2番耕地299まで、2番耕地300の2、2番耕地300の3、2番耕地301、2番耕地302の1、2番耕地302の2、2番耕地303の1、2番耕地303の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字タチヤマ2番耕地269・2番耕地303の1・2番耕地3 03の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2

番耕地 270 の 1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1358号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

(松山地方局管内)

	発 起 人 の	住 所 及 び	氏 名	加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
松山市長師1241番地	松山市小浜	33番地	松山市小浜甲3-3	中 皀	中島漁業協同組合
中島和也	忽 那	眞 二	田口友治	中島	中局無未励问組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年8月14日から同年8月28日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

松山地方局管内の加入区 松山地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1359号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規程に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開 発事務所長から次のとおり公共測定を実施する旨の通知があった。 平成19年8月14日

- 111, - 111 - 111, - 111 - 111, - 111 - 111, -

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 公共測量

(3級基準点測量)

2 作業期間 平成19年8月14日から

平成20年3月19日まで

3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第1360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	六輔	开家石马	F 線	松山市祝谷町-		3から					平成19年 8 月14日

○愛媛県告示第1361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・開別	新 敷 地 の 幅 員	延長	備考
	森松重信線	東温市見奈良1023番4から	IB	メートル 11 8~13 4	キロメートル 0.025	
宗 追	林似里语級	同市見奈良991番 1 地先まで	新	12 8~15 .6	0 .025	

○愛媛県告示第1362号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	森	松重信	線	東温市見奈良10							平成19年 8 月14日

○愛媛県告示第1363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	X I	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	土尼毛广始	東温市山之内甲1517番 1 地先から		旧	メートル 10 0~17 0	キロメートル 0.059	
県 道 	寺尾重信線	同市山之内甲1516番 1 地先まで	新	18 D~20 D	0 .059		

- 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 - 111 -

○愛媛県告示第1364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	寺尾重信線	東温市山之内甲151							平成19年 8 月14日

○愛媛県告示第1365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	大剂	州長浜紅	線	大洲八多喜町石	乙1番1地名	ŧ					平成19年 8 月14日

○愛媛県告示第1366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県		大洲野村線	大洲市松尾31番8から		旧	メートル 5 0~11 2	キロメートル 0 336	
- -	坦	△//Ⅲ至J /省Y ##	同市松尾17番17まで		新	10 .6 ~ 36 .8	0 336	

○愛媛県告示第1367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	各の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	*	:洲野村:	線	大洲市松尾19番7同市松尾19番7							平成19年8月14日

○愛媛県告示第1368号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	宣英崛 机채组	南宇和郡愛南町麦ヶ浦422番 2 から		旧	メートル 5.0~ 5.8	キロメートル 0.061	
宗 追	高茂岬船越線	同町麦ヶ浦422番 3 で		新	19 5~24 5	0 .061	

○愛媛県告示第1369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	高	茂岬船起	泧線	南宇和郡愛南町 同町麦ヶ浦422≹		2番2から					平成19年 8 月14日